

改正後	改正前
<p>第6号様式</p> <p>工事請負契約書（略）</p> <p>川崎市工事請負契約約款 第1条から第10条まで（略） （現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。ただし、請負金額が 1,000,000円以下のものについては、その通知を省略することができる。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 主任技術者（監理技術者） (3) <u>監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、工事現場への常駐について、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 現場代理人は、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>第12条（略） （工事関係者に関する措置請求）</p>	<p>第6号様式</p> <p>工事請負契約書（略）</p> <p>川崎市工事請負契約約款 第1条から第10条まで（略） （現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。ただし、請負金額が 1,000,000円以下のものについては、その通知を省略することができる。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 主任技術者（監理技術者） (3) <u>（新設）</u></p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、工事現場への常駐について、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 現場代理人は、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者（監理技術者）</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>第12条（略） （工事関係者に関する措置請求）</p>

改正後	改正前
<p>第13条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。</p>	<p>第13条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。</p>
<p>2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。</p>	<p>2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。</p>
<p>3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</p>
<p>4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。</p>	<p>4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。</p>
<p>5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>	<p>5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>
<p>第14条から第20条まで（略） （工事の中止）</p>	<p>第14条から第20条まで（略） （工事の中止）</p>
<p>第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p>	<p>第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p>
<p>2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>	<p>2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>
<p>3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必</p>	<p>3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必</p>

改正後	改正前
<p>要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>4 受注者は、第1項及び第2項の規定による工事の一時中止期間中工事現場の保安管理を図るとともに損害防止のための適切な措置を採らなければならない。</p> <p>(著しく短い工期の禁止)</p>	<p>要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>4 受注者は、第1項及び第2項の規定による工事の一時中止期間中工事現場の保安管理を図るとともに損害防止のための適切な措置を採らなければならない。</p>
<p>第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(受注者の請求による工期の延長)</p>	<p>(受注者の請求による工期の延長)</p>
<p>第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>(発注者の請求による工期の短縮等)</p>	<p>第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>(発注者の請求による工期の短縮等)</p>
<p>第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p>
<p>2 発注者は、前項の場合において、要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p>
<p>第24条から第45条まで (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p>	<p>3 発注者は、前2項の場合において、要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
<p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの</p>	<p>第24条から第45条まで (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの</p>

改正後	改正前
<p>契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(4) 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(7) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。</p> <p>(8) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。</p>	<p>契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(4) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(7) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。</p> <p>(8) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。</p>
<p>第47条から第61条まで（略）</p> <p>（あっせん及び調停）</p>	<p>第47条から第61条まで（略）</p> <p>（あっせん及び調停）</p>
<p>第62条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合で、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p>	<p>第62条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合で、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者等</u>、<u>専門技術者</u>その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者(監理技術者)</u>、<u>専門技術者</u>その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>